



## ◎所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

### 申告書の提出期限について

所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書が送達される時までに申告いただく必要があります。この期限を経過した場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください。

なお、確定申告書のみを提出された場合は、原則として所得税と同じ課税方式で市民税・県民税の課税を行うこととなります。

#### 《納税通知書の送達時期の目安》

給与所得等で**特別徴収のみ**をされている方については、特別徴収税額決定通知書の送付により税額が確定していることから、特別徴収税額決定通知書送達後（給与支払者から5月31日までに納税義務者へ交付）は所得税と異なる課税方式の選択はできません。

普通徴収の方については、市民税・県民税納税通知書を例年6月上旬に順次送付しております。

### 所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式を選択することが可能な所得については、特定配当等及び特定株式等譲渡所得です。

※ 特定配当等とは、上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払を受けるものを除く配当及び利子で、所得税と市民税・県民税が20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、道府県民税配当割5%）の税率で源泉徴収（特別徴収）されているものをいいます。なお、特定配当等のうち、利子所得に該当するものは総合課税を選択することはできません。

※ 特定株式等譲渡所得とは、特定口座のうち源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の譲渡所得等で、所得税と市民税・県民税が20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、道府県民税株式等譲渡所得割5%）の税率で源泉徴収（特別徴収）されているものをいいます。

※ 同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、配当等所得のみ申告不要とすることはできません。

### 申告書の提出時にあわせてご提示をお願いしている書類について

- ・確定申告書を提出した場合は、確定申告書の控えの写し一式（確定申告書の第1表～第4表（1）（2）及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など）
  - ・特定口座年間取引報告書の写しや上場株式配当等の支払通知書など
- ※ 上記書類は、本市にて適正に課税するために必要となりますので、ご協力をお願いします。

### 課税方式を選択することによる留意事項について

- ・申告不要を選択した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。また、納税通知書送達後は、一度選択した課税方式を変更することができません。
- ・市民税・県民税の配当等所得及び譲渡所得等金額を申告することにより、国民健康保険料などの保険料の算定に影響を及ぼす場合があります。
- ・ご提出いただいた内容によって、お問い合わせさせていただく場合がございますので、電話番号のご記入をお願いします。

## ◎繰越損失がある場合

当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、納税通知書が送達される時までに別途「上場株式等の譲渡損失明細書」の提出が必要です。

所得税において所得申告及び繰越損失の適用を行い、市民税・県民税においては申告不要とした場合においても、翌年に繰越損失額を繰り越すための申告が必要です。

また、翌年の申告においては、所得税における繰越損失額と市民税・県民税における繰越損失額が相違する場合があるため、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、市民税・県民税においても申告が必要となります。その際は、市民税・県民税の上場株式等の譲渡損失明細書や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書の添付が必要となります。（その年に株式等の譲渡がなかった年も、譲渡損失額を翌年に繰り越すための申告が必要です。この場合は市民税・県民税の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書のみ添付が必要となります。）

申告がない場合、本来適用可能な繰越損失額の適用を行うことができなくなる場合があります。